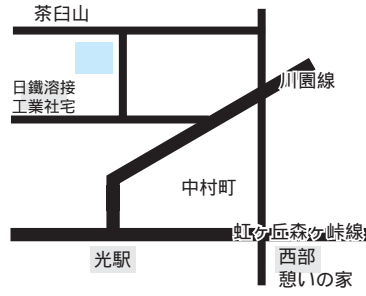


土地開発公社では

宅地を分譲します

虹ヶ丘4丁目
2879番8、9



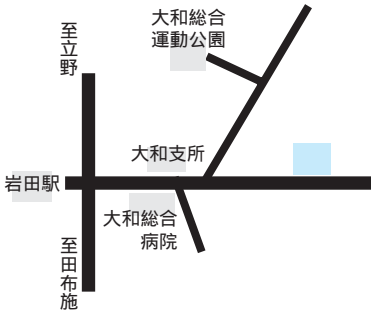
宅地数 2宅地(約190~253㎡)
価格 1㎡当たり51,900円
~ 50,200円

島田3丁目(新幸町)
65番3



宅地数 1宅地(約329㎡)
価格 1㎡当たり37,600円

三輪・海田地区
124番6,8,10,12



宅地数 4宅地(約280~565㎡)
価格 1㎡当たり17,400円
~ 23,600円

分譲方法

一人1宅地として申込者多数の場合は公開抽選(順位抽選後、本抽選)

申込資格条件

- 次のすべてを満たすこと
- 自らが居住する住宅を建築するための土地を必要とする人で、5年以内に住宅を建築できる人
- 土地代金が一括納入できること
- (3回以内の分割納入は可)
- 市町村税を完納している人
- 確実な連帯保証人一人をつけること
- とができる人(配偶者は除く)
- 現在自己の住宅用地がないこと
- (申込者・その配偶者名義の土地・家屋がないことを含む)

申込方法

市役所内の公社窓口へ備え付けの申込書に必要事項を記入し、住民票謄本、市町村納税証明書を添付の上、お申し込みください。

受付期間

7月14日(火)~8月18日(土)、日曜日は除く

申し込み・問合せ

土地開発公社

☎0833(72)1400

第9回特別弔慰金の

手続きについて

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第9回特別弔慰金)が支給されます。

主な支給対象者

- 平成17年4月1日~21年3月31日の間に、
- 恩給法による公務扶助助料
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法
- などの遺族年金等を受ける人が亡くなるなどで、平成21年4月1日に前記の年金給付の受給権者がいない場合、請求順位の先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

支給内容

額面24万円、6年償還の記名国債

請求期間

平成21年4月1日から平成24年4月2日まで
請求期間を過ぎると時効により権利が消滅し、特別弔慰金を受けとることができなくなります。請求漏れのないようご注意ください。

請求窓口・問合せ

社会福祉課(あいはく光)

☎0833(74)3000

請求順位

- 1 平成21年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した人
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の父母
- 4 孫
- 5 祖父
- 6 祖母
- 7 兄弟姉妹、戦没者等と生計関係を有していた人のうち平成21年4月1日に婚姻していたにもかかわらず氏が変わっていない人、または平成21年4月1日に遺族以外の人と養子縁組していない人
- 8 3以外の戦没者等の父母
- 9 孫 祖父 兄弟姉妹、戦没者等と生計関係を有していない人や戦没者等と生計関係を有していたが3に該当しない人
- 10 1から4以外の戦没者等の三親等内の親族(戦没者の死亡まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限る)